

新保険証を送付します

国民健康保険

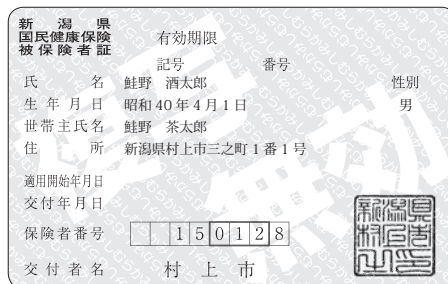
新保険証を世帯主に送付します

8月1日(水)から使用する新しい保険証（ベージュ色）を、**7月下旬**に国保加入者分をまとめて世帯主あてに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月13日(金)までに担当へご連絡ください。

また、保険証などを個人宛てに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類（運転免許証など）と印鑑を持参の上、7月13日(金)までに窓口で手続きをしてください。

新保険証【ベージュ色】



「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請した月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。

【70歳未満の人】 入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】 住民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。また、現役並所得者のうち課税所得が「380万円以上690万円未満」「145万円以上380万円未満」の場合、「限度額適用認定証」が交付されます。

後期高齢者医療制度

新保険証を送付します

8月1日(水)から使用する新しい保険証（ピンク色）を、**7月下旬**に被保険者ごとに郵送します（申請は必要ありません）。

8月になっても保険証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月13日(金)までにご連絡ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は別に郵送します

住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けていて8月以降も対象となる人には、8月1日から使用できる認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

新保険証【ピンク色】

